


議事録

議 事 の 名 称	令和7年度第2回寄居町総合教育会議		
開 催 日 時	令和8年3月27日(金) 午後2時00分 開会		
開 催 場 所	寄居町役場 3階 第1委員会室		
議 長 氏 名	峯岸 克明 町長		
出 席 者 氏 名	出席者名簿のとおり		
事務局出席者氏名	出席者名簿のとおり		
議 事 事 項	<p>議事</p> <p>(1)寄居町立学校教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について</p>		
議事の経過 (議事の要旨)	別紙のとおり		
議 事 資 料	(1)寄居町立学校教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(資料1)		
その他の事項			
議事録の確定			
確定年月日		議長署名	
令和8年4月1日			

別紙

令和7年度第2回寄居町総合教育会議出席者名簿

(1) 構成員

職 名		氏 名
町 長		峯岸 克明
教育委員会	教育長	関根 光男
	教育長職務代理者	清水 幸三郎
	委 員	小林 央子
	委 員	関根 薫
	委 員	佐藤 幸恵

(2) 説明員等

職 名		氏 名
教育総務課	課 長	大野 芳春
教育指導課	課 長	大澤 正樹
	指導主事	阿久津 佳永
生涯学習課	課 長	横瀬 貴子

(3) 事務局

職 名		氏 名
総務課	課 長	黒瀬 和俊
	主 査	相馬 一貴

発言者	議題・発言内容（要旨）・決定事項
<p>総務課長</p> <p>町長</p> <p>教育指導課長</p>	<p>1 開会 午後2時00分</p> <p>2 町長あいさつ</p> <p>3 協議事項  (1)寄居町立学校教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について</p> <p>それでは、寄居町立学校教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について説明をさせていただきます。</p> <p>この計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定したものです。計画の趣旨ですが、教育職員の業務の適正管理や健康確保等を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど、教育の質を高め、児童生徒の学びをより充実させることを目的として、町の総合振興計画や教育行政重点施策等に掲げた目標を達成するための取り組みの一環として位置づけるものです。</p> <p>資料の3ページ(2)の対象ですが、法律の中の学校の職員のうち、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものです。</p> <p>(3)本町の現状ですが、令和7年3月及び令和6年度の数値となっております。小・中学校で分かれています。月45時間を上回る割合が小学校は12.1%、中学校は9.4%で、月80時間を上回る割合に関してはどちらも0%です。また、年間360時間を上回る割合は、小学校で36.4%、中学校で43.8%となっております。現状においては、業務の削減・精選と合わせて、一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化を進めることが必要である現状です。</p> <p>続いて4ページをご覧ください。2の目標ですが、(1)で時間外在校等時間に関する目標は、時間外在校等時間が年360時間を超えない教育職員の割合を100%にするもの、1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とすることを掲げております。</p> <p>また、(2)のワークライフバランス働きがい等に関する目標に関しましては、ストレスチェックの仕事の負担、職場の支援から算出した総合検診リスクについて、学校平均90以下を目指すというものを挙げさせていただきました。令和7年度は全国平均を100%として、学校平均91.11%となっております。この数値は低い方が状態が良いということを示しております。</p> <p>3の計画の期間ですが、令和8年度から令和11年度までとしております。</p>

4の実施する業務量管理・健康確保措置の内容ですが、それぞれ項目を挙げさせていただきます。

まず、(1)の学校業務の見直しについてですが、イの学校以外が行うべき業務として、登下校等の通学における日常的な見回り活動があります。これは既に各地域の皆さんにも協力をいただきまして、取り組みが進んでいるところです。また、学校徴収金の徴収・管理ですが、来年度から給食費が完全無償化されることから、学校での業務負担の軽減が見込まれているところです。

ロの教師以外が積極的に参画すべき業務ですが、調査・統計等への回答については、校務支援システムの機能等を活用することで、町から各校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減するものです。また、学校事務体制の強化のため事務の共同実施というものを加速していくためのものです。

資料5ページに移ります。部活動については、休日の学校活動の地域展開を推進するとしております。国の目標では、令和13年度末までに、原則、休日の全ての学校部活動について地域クラブ活動として展開することとされております。その一つ手前の目標として、令和10年度までに着手することがありますが、これは既に達成してしておりますので、13年度末までという目標に向けて今後調査研究を継続していきたいと考えております。また、平日の部活動については、活動時間の適正化を図るとともに、活動指導員の配置拡充等を検討していきます。

ハの教師の業務だが負担軽減を推進すべき業務についてですが、授業準備、学校評価や成績処理は、校務支援システムや自己採点システム等が既に各校に配置されています。今後も活用することにより、事務負担等の軽減を図っていきます。

次に(2)の学校における措置の推進についてですが、一つ目の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数は、標準授業時数を大幅に上回って編成されないよう、指導体制に見合うものとなるように見直し、指導をしていきたいと考えております。

また、二つ目の形骸化した活動等及び清掃時間・頻度の見直し、勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行っていきます。

三つ目については、保護者等からの電話対応時間を設定するものです。年度当初に各校午後6時を一つの目安として設定しております。

次に(3)の教育職員の健康及び福祉の確保に関する項目です。1か月の在校等時間が月80時間を超えた教育職員に対する面接指導を勧めること、ストレスチェックの結果を活用すること等を実施していきたいと考えております。

6ページをご覧ください。関連する取組と今後のフォローアップについてです。

1項目目ですが、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町教育

委員会のホームページで状況等に関して公表するとともに、定例の教育委員会、総合教育会議においても報告いたします。

2項目目、目標の達成状況については、在校等時間を出退勤管理システムでの確認、また、教育職員アンケート、これはストレスチェックシートになりますが、これらの結果から把握してまいります。

4項目目ですが、各校における働き方の改革が進むよう、様々な機会を捉え、本計画の周知を行うとともに、管理職に向けた研修の実施をするなど、教育委員会からの支援を強化していきたいと考えております。本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取り組みを実施してまいります。

また、保護者・地域との連携、町長部局との連携についても取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上です。

— 意見等 —

町長

ありがとうございました。説明員から内容説明がありましたが、ご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。

清水教育長職務代理者

3ページの(3)本町の現状の表を見ますと月45時間を上回る時間外勤務の教職員が、小学校で12.1%、中学校で9.4%となっています。小・中学校とも教職員全体の約1割程度が、1か月の業務日数を20日として計算した場合、1日約2.3時間の時間外勤務をしているということになります。これは、以前の調査結果と比較しますと一定の改善は見られてはいますが、まだまだ改善していく必要のある数値であると思います。

教職員の業務量の問題は、組織としてのマネジメントの課題であると考えます。また、健康確保の観点からは、労務管理上のリスクと捉える必要があるようにも思います。

こうした考えを踏まえて、今回提案された「実施計画案」を眺めてみますと、一番大切なことは、目標達成のための様々な施策が、具体的な取組として時系列で盛り込まれていること、そして、その取組の実効性が、しっかりと担保されていることだと思います。

特に、教職員の業務の適正管理や健康確保を図るためには、当然、「人的な体制の確保」、「人員の適正な配置」、「外部人材の活用方法の検討」といった課題も多く含まれてきます。従って、教育委員会単独の計画立案ではなく、町長部局との密接な連携が不可欠になってくると思います。

このような点から、ご説明いただいた4ページ以下の実施内容が、必要な予算措置も含めて、全庁的・具体的な取組として、実践されていくことを期待します。

1点確認したいのですが、4ページの2(1)において、二つ目標が掲げ

<p>教育指導課長</p>	<p>られています。一つ目では、時間外在校等時間が年360時間を超えない教職員の割合を100%にするとしています。年間で360時間というのは12か月で割るとひと月当たり30時間となります。二つ目では、1年間における1か月時間外在校等時間の平均を30時間程度にするとしています。一つ目では、100%と言い切っていますが、二つ目では、程度とされており、同じ目標の中で、言い切りの表記と程度という表記が併記されているのには、どのような意味があるのでしょうか。</p> <p>教職員の業務量は、時期によって、差が生じるものでありますので、年間を通して360時間を超えないことを目標の一つとしつつ、1か月という期間では平均時間を30時間程度の目標にしているものです。</p>
<p>清水教育長職務代理者</p>	<p>超えないことを目標とするのであれば、年360時間を超えない教職員の割合を100%にするということだけで足りるのではないかと考えます。その後に平均で月30時間程度と言い直すことは、目標として曖昧になってしまうのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>1か月という短い期間の目標として、イメージしやすく取り組みやすいというところで、この表記をさせていただいております。</p>
<p>町長</p>	<p>国の例においてもこの表現となっているのでしょうか。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>国においても例としてこの表記をしております。あくまで大目標としては年360時間を超えないものとして、小目標を月30時間程度としているものです。</p>
<p>町長</p>	<p>年間360時間のみとしてしまうと極端な例で、ある月は100時間を超えたとしてもほかの月が少なければ合計で年360時間以内になる場合もあり、また、月30時間以内で縛ってしまうと、先ほど教育指導課長の説明にあったとおり、行事が立て込む時期は無理が生じる可能性もあると思います。年間では360時間を超えないとしつつ、月30時間程度を守るべきであるととらえることができるのではないかと考えます。</p>
<p>関根委員</p>	<p>国が示した準則のとおり表記しなければならないのであれば、この表現にするしかないと思います。しかし、変更が可能ならば、修正した方が分かりやすくなると思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>「1年間における」と「平均時間」という表記を除いて、1か月の時間外在校等時間を30時間程度とするということでもいいと考えます。この表記で</p>

教育指導課長	<p>あれば、時期による業務の多寡で発生する時間外に多少の波があっても対応できると思います。</p> <p>30時間程度は目安として示しているところだと思いますので、教育長のご発言にありましたとおり、「1か月の時間外在校等時間を30時間程度にする」という表記に修正する形でよろしいでしょうか。</p>
清水教育長職務代理人	<p>了承しました。</p>
関根委員	<p>了承しました。</p>
町長	<p>ありがとうございました。それではただいまの件は反映していただきますようお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。</p>
小林委員	<p>資料5ページの(2)の一番下の項目ですが、電話対応時刻を設定するということで、午後6時にしていると先ほど教育指導課長から説明がありましたが、これは各校によって対応が様々な現状があると思います。この6時という時刻は町教育委員会としてのあくまでも目安ということでしょうか。それとも校長会等で、町内の学校は全て6時にするといった統一的な指導がなされているものなのでしょうか。</p> <p>また、子どもの事故等の緊急の場合などは、学校に連絡が取れなければ教育委員会へ連絡が行くようになっていると思いますが、その辺りも町内各校で統一されているものはあるのでしょうか。</p>
教育指導課長	<p>年度当初に午後6時を目安とすることについて、各校に通知をしております。緊急の場合に関しては、ある一定数の電話のコールが鳴ると、非常用の携帯電話に転送される仕組みになっており、管理職等が対応いたします。</p>
小林委員	<p>午後6時で統一されているということですが、現状は学校ごとに対応が異なっているという話も聞きます。通知を出しているということであれば、改めて各校で統一した方がいいと考えます。</p> <p>また、教職員の働き方改革で様々な業務を見直しているところですが、働き方改革を進めたために、児童生徒の教育の質が下がってしまっは元も子もないと考えます。この計画の趣旨にも、児童生徒のための教育の質をさらに高めていくことが明記されています。これまでは教職員に本当に過重な負担があったことは事実です。小学校では学級担任であっても1日に1時間は準備時間があつた方が効率的になると考えます。宿題の確認を例に挙げると、担任ではなくほかの方が確認しているのが現状ですが、準備時間があれ</p>

ば宿題の内容を担当が確認できるようになり、子どもの理解度の確認もできます。これによってさらに教育効果が上がるのではないかと思います。

不登校児童の対応では、本町においてマニュアルを作成していますが、今後も担任任せではなく、担外の先生や管理職の方と連携を密にして対応していければいいと考えます。先日、京都府で5年生の男の子が行方不明になったことが報道されましたが、朝の出席確認の段階で担任が担外の先生に連絡するなどしていれば、家庭への連絡や家庭訪問をするなど、もっと早い段階で対応ができた可能性もあります。

担任の負担について別の具体事例になりますが、学年末に担任が作成する要録においても、記入には膨大な時間がかかります。最近では内容が簡素化されてきておりますが、それでも担任の負担は大きいものがあります。

テストの採点においては、現在は担外の先生や支援員の先生が採点している学校があると聞きます。採点は担任が子ども一人一人の理解度を図る上でとても大切なことであると思いますので、担任がテストの採点ができる時間の確保は、教育の質をさらに上げるために必要なことであると考えます。

併せて、先生方の職員研修も大切です。町では学力向上推進委員会や、体力向上推進委員会など学校の枠を超えて取り組んでいただいておりますが、電話対応や保護者への対応といった初歩的な研修も必要だと思います。保護者からの電話は、たった1回の電話対応を誤ることによって、教職員や学校への信用が失われてしまうこともあります。寄居町の研修は素晴らしいものだと近隣自治体や県等から思われるような研修が必要であると思います。

何点か申し上げた具体的な事例を実践していただくことで、教育の質を下げず、教職員の業務量も増やさず、働き方改革が進められると考えます。

町長

ありがとうございます。現場にいた先生ならではの視点から多くのご意見をいただきましたが、答弁はいかがでしょうか。

教育指導課長

小林委員ご発言のとおり、この計画の最終的な目的は、児童生徒の学びを充実させることです。目的達成に向けて全力で取り組んでいきたいと考えております。

先ほど資料3ページ1の(3)の本町の現状をご説明させていただきましたが、時間外在校等時間において、県平均や近隣自治体と比較して大きな成果を上げております。

また、教育についても、担任だけに大きな負担がかからないよう、町の教職員がチームで一生懸命取り組んでおりますので、引き続き取り組みを進めていきたいと考えております。

町長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

教育長	<p>2点よろしいでしょうか。1点目ですが、3ページの計画の趣旨について、目的を挙げた後、計画・施策に掲げた目標を達成するためと記載がありますが、この点についてもう一度精査していただきたいと思います。</p> <p>2点目ですが、4ページの(1)イの2番目の学校徴収金の徴収・管理について、給食費は来年度から無償化されますので、公会計化する必要はないと思います。学校徴収金は給食費のほかにもありますので、「給食費について」の記載は削除してもいいと考えますがいかがでしょうか。</p>
教育指導課長	<p>1点目は精査いたします。2点目は改めて確認させていただき、記載の変更について検討いたします。</p>
町長	<p>それでは精査と検討をお願いします。ほかはいかがでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>先生方は一生懸命取り組んでいただいていると感じています。学校で起きたことについても連絡をいただいておりますので、心配することは今のところありません。いつもありがとうございます。</p>
町長	<p>保護者の視点からのご意見をありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。</p>
関根委員	<p>2・3年前の日刊紙に、埼玉県教育長のコメントが載っていました。内容は、県の教員採用選考試験の倍率が下がっている。特に、小学校は、2.数倍の競争率。この率が2倍を割ってしまうと危機的な状況になる、とのことでした。</p> <p>埼玉県のホームページを検索すると、令和8年度の教員採用選考試験の結果が公表されていきました。小学校等教員の倍率は1.6倍でした。先ほど申し上げた県教育長の発言内容から、既に危機的な状況に陥っていることとなります。</p> <p>このような状況を打開する一方策としても、この計画に掲げた目標、すなわち時間外在校等時間の縮減目標と働きがい等の向上目標を達成することは、教員の働き方改革の改善となり、間接的に教員志望率の向上にもつながると思います。この計画の目標を達成することは、とても重要なことと認識しました。</p> <p>その上で、学校現場等への周知徹底と進行管理の徹底について、要望します。</p> <p>最初に、学校現場等への周知徹底についてです。既に諸段階において周知は進めているかもしれませんが、本日の結果を踏まえ、新年度早々に校長をはじめとする管理職等、できるだけ多くの方に直接、計画の詳細を丁寧に説明していただきたいと思います。さらに、年度途中においても、必要に応じ</p>

	<p>周知を重ねていただきますようお願いします。</p> <p>また、この計画を円滑に推進していくためには、教育職員以外の方の協力も必要になります。資料には、保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む、とあります。これらの組織に対する周知についても4月以降迅速に行い、各組織から積極的な協力を得られるよう努めていただきたいと思います。</p> <p>次に、2点目の進行管理の徹底についてです。この計画に掲げた2つの目標を、計画期間の令和11年度末までの4年間で達成するためには、内部指標として年度ごとの目標値を設定しておく必要があると考えます。</p> <p>例えば、資料3ページの表を見ると、中学校教育職員の年360時間を上回る割合は令和7年度、43.8%となっています。この値を令和11年度末までに、目標に掲げた360時間を超えない教育職員を100%にするためには、毎年度10ポイント以上、逡減していかなければなりません。このための内部指標を設定した上で、学校現場等を指導していく。年度ごとの目標値に達しない場合は、現場の声を丁寧に聴きながら事務局として新たな施策を模索していく必要があると考えます。</p> <p>その際、新たな施策導入に予算を伴う場合は、町長につぶさに進捗状況を報告し、改善策に対するご配慮をお願いすべきと考えます。町長におかれましては、厳しい財政事情とは存じますが、寄居町教育行政のさらなる進展のため、格別なるご高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p>以上、要望ですのでお答えは結構です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>本日は皆様から大変ありがたいご指摘をいただきました。教職員の皆さんにおかれましても、本当に一生懸命に取り組んでいただいていると感じております。先ほど佐藤委員のご発言にあったような保護者からの感謝の言葉は、先生方を大きく後押しすると思います。労務管理はもちろんですが、明るく前向きに働ける職場を関係者全員が作っていくというのが最大の働き方改革であると思います。</p> <p>ほかに皆さんからありますでしょうか。</p> <p>ないようであれば、以上をもちまして協議事項につきましては終了とさせていただきます。</p> <p>4 その他 議事録の確認を依頼</p> <p>5 閉会 午後3時5分</p>
町長	
総務課長	